

身近な人が 亡くなった後の手続き案内

ご親族のご不幸を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。
お亡くなりになった方によって必要な手続きが異なりますので、
本冊子をご一読いただき、ご利用ください。

死亡届

年金

健康保険

マイナンバー

介護保険

税金

市役所以外での手続きなど

発行:佐久市 担当:市民健康部市民課 (2026年4月1日改訂)

亡くなった直後から行う手続き

○手続きの流れ

死亡診断書または死体検案書の受取り	病院より交付されます。
葬儀社との打ち合わせ(火葬の仮予約)	葬儀社から火葬の仮予約をしてもらいます。
<p>市区町村役場へ死亡届の提出(火葬の予約確定) ※仮予約された市町村役場へ提出してください。</p> <p><u>火葬許可証・霊柩車使用許可証を交付します。</u></p>	<p>・火葬許可証・霊柩車使用許可証を発行します。交付時間は午前8時30分～午後5時15分までです。 ・死亡届はあらかじめ記入してお持ちください。 ・届出時に次の事項をお聞きします。 ①火葬の予約日時②出棺場所③出棺時間 ④利用される霊柩業者名⑤使用する霊柩車の種類</p> <p><死亡届出について></p> <p>・届出期間:死亡の事実を知った日から7日以内 ・届出人:①親族②その他の同居者 ③家主、地主または家屋もしくは土地の管理人 ・持ち物:死亡診断書または死体検案書 届出人の印鑑</p>
火葬・葬儀	火葬許可証・霊柩車使用許可証は火葬場へ提出してください。火葬が終わると「火葬済」の印を捺され返却されます。
納骨	火葬場で返却された火葬許可証は、納骨先の墓地・霊園の管理者へ埋葬許可証として提出が必要です。